

寄附金に対する 税額控除制度が スタートします！

※1.2
公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体に対する寄附金について個人府民税の所得割の税額控除が受けられる市民公益税制がスタートします。平成27年1月以降に支出する寄附金から控除対象となります！

※3

- ※1 対象となる団体への寄附金
地方税法第37条の2第1項第3号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金
- ※2 団体が指定を受けるには、大阪府への申請が必要です。
- ※3 認定NPO法人、学校法人について、所得税の控除対象となった以降から、個人府民税の税額控除の対象となります。

■ 税額控除について

指定団体に寄附をされた方が税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。
控除額 = (支出した寄附金の額 (総所得金額等の30%が限度) - 2千円) × 4%

※ 平成27年中に支出した寄附金の控除を受けるためには、平成27年分所得の確定申告（平成28年2月16日から3月15日）をしてください。

大阪府は、地域のさまざまな団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を発揮し、助け合い、支え合う“共助社会”の実現を目指します。

詳しくは、大阪府 男女参画・府民協働課 府民協働グループまで。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/>
TEL: 06-6210-9320

1 税額控除を受けられる寄附先について

「わたしの寄附金は、税額控除の対象なのかしら？」というあなた！
大阪府が指定した団体については、大阪府HPで確認することができます。
(府が指定した団体は、平成27年1月以降、順次掲載予定)

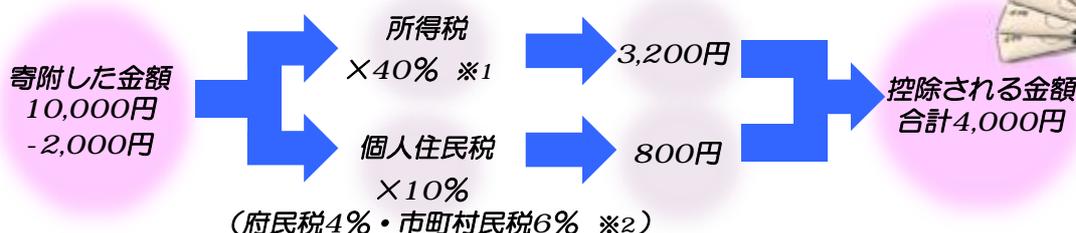
2 寄附者の方が税額控除を受けるには

税額控除を受けるには、最寄りの税務署に確定申告（この申告は住民税の申告を兼ねたものとなります。）を行う必要があります。

- ①寄附をした団体から、必ず寄附金受領証明書等（領収書）を受け取ってください。
受け取った証明書は、控除を受けるための大切な書類です。
- ②の確定申告に添付する必要がありますので、絶対に捨てないでください！
- ②毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年2月16日～3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。
確定申告の方法や様式については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。
住民税の控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市町村に申告を行うこともできます。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

例えば！

府・市町村の指定を受けた認定NPO法人に、1万円寄附をすると…



※1 所得税において、税額控除を選択した場合（認定NPO法人への寄附については、所得控除か税額控除かを選択できます。）

※2 平成26年11月1日現在、大阪府内では11市町が導入済。
(大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、高石市、豊能町)

3 寄附先を選ぶ時のポイント

- ①団体の活動実態をチェックしては？
団体のホームページなどから、日々の活動報告が更新されているかどうか確認したり、団体主催のイベントなどに実際に参加してみてもいいかもしれません。きっとその団体のことが、今よりよ～くわかるはずですよ。
- ②寄附金の使途をきちんと公開している団体かチェックしては？
寄附をした後「結局どんな風に使われたの？」という疑問が生じるはず。あなたが寄附しようとしている団体は、きちんと会計報告をしていますか？寄附する前に、一度確認してみましょう。

